

昭和 4 9 年 1 2 月 2 4 日

各 通 商 産 業 局 商 工 部 長 殿
(沖 縄 総 合 事 務 局 通 商 産 業 部 長)

通 商 産 業 省 産 業 政 策 局 消 費 経 済 課 長

消 費 生 活 用 製 品 安 全 法 の 規 制 の 対 象 と な ら な い 乗 車
用 ヘルメット及び野球用ヘルメットの表示について

消費生活用製品安全法関係の運用及び解釈については、先に昭和49年10月9日付け49産局第528号によって通知しましたが、同通知中、1特定製品(2)及び(3)のそれぞれのただし書に該当する法規制の対象とならない原動機付自転車用及び軟式野球用又は準硬式野球用の表示については、それを利用する消費者が一見してわかるようにするため、活字の大きさを14ポイント(4.9ミリメートル)以上とし、当該ヘルメットの外面の見易い箇所に容易に脱落又は消えない方法で表示するよう関係業界を指導したので、貴局においても今後これによって指導して下さい。

昭和 4 9 年 1 2 月 2 4 日

各 都 道 府 県
関 係 部 長 殿

通商産業省産業政策局消費経済課長

消費生活用製品安全法の規制の対象とならない乗車
用ヘルメット及び野球用ヘルメットの表示について

消費生活用製品安全法関係の運用及び解釈については、先に昭和 4 9 年 1 0 月 9 日付け 4 9 産局第 5 2 8 号によって通知しましたが、同通知中、1 特定製品(2)及び(3)のそれぞれのただし書に該当する法規制の対象とならない原動機付自転車及び軟式野球用又は準硬式野球用の表示については、別添のとおり、通商産業局商工部長に通知したのでお知らせします。

昭和 4 9 年 1 2 月 2 4 日

製品安全協会理事長殿

通商産業省産業政策局消費経済課長

消費生活用製品安全法の規制の対象とならない乗車
用ヘルメット及び野球用ヘルメットの表示について

消費生活用製品安全法関係の運用及び解釈については、先に昭和 4 9 年 1 0 月 9 日付け 4 9 産局第 5 2 8 号(1 特定製品(2)及び(3))によって通知しましたが、同通知中、 1 特定製品(2)及び(3)のそれぞれのただし書に該当する法規制の対象とならない原動機付自転車用及び軟式野球用又は準硬式野球用の表示については、それを利用する消費者が一見してわかるようにするため、活字の大きさを 1 4 ポイント(4.9 ミリメートル) 以上とし、当該ヘルメットの外面の見易い箇所に容易に脱落又は消えない方法で表示するよう関係業界を指導したので、お知らせします。

昭和 49 年 12 月 24 日

関係業界 殿

通商産業省産業政策局消費経済課長

消費生活用製品安全法の規制の対象とならない乗車
用ヘルメット及び野球用ヘルメットの表示について

消費生活用製品安全法関係の運用及び解釈については、先に昭和 49 年 10 月 9 日付け 49 産局第 528 号（1 特定製品（2）及び（3））によって通知しましたが、同通知中、1 特定製品（2）及び（3）のそれぞれのただし書に該当する法規制の対象とならない原動機付自転車用及び軟式野球用又は準硬式野球用の表示については、それを利用する消費者が一見してわかるようにするため、活字の大きさを 14 ポイント（4.9 ミリメートル）以上とし、当該ヘルメットの外面の見易い箇所に容易に脱落又は消えない方法で表示して下さい。